

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

○初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	52
道労働委員会告示	
○北海道労働委員会あっせん員候補者	56
道警察本部告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示（3件）	58

目次	ページ
規 則	
○知事の所掌事務に係る公文書の管理に関する規則の一部を改正する規則（法制文書課）	41
○北海道浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部を改正する規則（循環型社会推進課）	43
○民生委員法施行細則の一部を改正する規則.....（福祉援護課）	43
○母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則（子ども未来推進局）	43
○北海道建設部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期 日を決める規則.....（建設部総務課）	46
○北海道屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則.....（都市計画課）	46
○風致地区内建築等規制条例施行規則を廃止する等の規則.....（都市計画課）	46
訓 令	
○北海道文書管理規程の一部を改正する訓令.....（法制文書課）	46
告 示	
○指定餌付け行為の指定.....（生物多様性保全課）	47
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定.....（治山課）	48
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定.....（治山課）	48
○道路の供用の開始.....（維持管理防災課）	49
○土砂災害警戒区域の指定.....（維持管理防災課）	49
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定.....（維持管理防災課）	49
○北海道屋外広告物条例等の規定による知事が指定する地域等の指定の一部改正（都市計画課）	49
○特定調達契約に係る落札者等の公示.....（選挙管理委員会事務局）	50
道人事委員会規則	
○北海道地方警察職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則.....	50
○初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則.....	50
○給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則.....	51
○給与の支給に関する規則の一部を改正する規則.....	52
○通勤手当に関する規則の一部を改正する規則.....	52

規 則
知事の所掌事務に係る公文書の管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成26年12月24日 北海道知事 高橋 はるみ
北海道規則第90号 知事の所掌事務に係る公文書の管理に関する規則の一部を改正する規則 知事の所掌事務に係る公文書の管理に関する規則（平成10年北海道規則第46号）の一部を 次のように改正する。 第2条第3号ただし書中「北海道立開拓記念館」を「北海道立総合博物館」に改める。 第9条第2項中「永年」を「30年」に、「別表」を「別表」に改める。 第10条の次に次の1条を加える。 （保存期間の延長）
第10条の2 第9条の規定にかかわらず、本庁等は、保存期間の満了した公文書について、 別に定めるところにより、その保存期間を延長することができる。 第12条中「及び施行」を「施行」に改め、「施行済みのもの」の次に「及び随時追記さ れ又は更新される台帳、帳簿その他の公文書」を加える。 第14条に次の1項を加える。 2 前項の文書館への引渡しは、別表1の事項及び2の事項に掲げる公文書その他道民を取り 巻く社会環境、自然環境等に関する情報又は北海道の歴史、文化、学術、事件等に関す る情報が記録された公文書のうち、歴史資料として重要なものについて行うものとする。 別表を次のように改める。
別表 （第9条、第14条関係） 1 30年保存
1 行政運営及び政策の基本的な事項を定める方針及び計画の策定又は改定に関する 文書で重要な事項に係るもの 2 条例及び規則の制定又は改廃に関する文書 3 予算及び決算に関する文書で特に重要な事項に係るもの

- 4 栄典に関する文書
- 5 職員の進退、賞罰等に関する文書で重要な事項に係るもの
- 6 国有財産及び道有財産に関する文書で重要な事項に係るもの
- 7 地方独立行政法人の設立及び解散に関する文書
- 8 その他10年を超えて業務に使用する文書

2 10年保存

- 1 行政運営及び政策の基本的な事項を定める方針及び計画の策定又は改定に関する文書
- 2 皇室及び庁中儀式に関する文書で重要な事項に係るもの
- 3 道に対する国の関与及び市町村に対する道の関与に関する文書で重要な事項に係るもの
- 4 他の行政機関又は民間の団体との申合せ等に関する文書
- 5 告示、訓令及び通達の制定又は改廃に関する文書
- 6 予算、決算及び出納に関する文書で重要な事項に係るもの
- 7 政策評価に関する文書
- 8 議会審議に関する文書
- 9 訴訟、不服申立て等に関する文書
- 10 統計書、試験研究資料等で重要な事項に係るもの
- 11 契約、貸付金、補助金等に関する文書で重要な事項に係るもの
- 12 職員の進退、賞罰等に関する文書
- 13 恩給及び退職年金の裁定に関する文書
- 14 国有財産及び道有財産に関する文書
- 15 市町村の廃置分合、境界変更、名称変更等に関する文書
- 16 部局、行政機関、公の施設等の設置及び廃止に関する文書
- 17 工事に関する設計書等で重要な事項に係るもの
- 18 許可、認可、特許、登録その他の行政処分に関する文書で重要な事項に係るもの
- 19 建議書、請願書、陳情書等で重要な事項に係るもの
- 20 その他5年を超え10年以下の期間業務に使用する文書

3 5年保存

- 1 皇室及び庁中儀式に関する文書
- 2 道に対する国の関与及び市町村に対する道の関与に関する文書
- 3 予算、決算及び出納に関する文書

- 4 調査報告書類及び統計資料
- 5 契約、貸付金、補助金等に関する文書
- 6 人事に関する文書（職員の進退、賞罰等に関するものを除く。）
- 7 給与等に関する文書
- 8 工事に関する設計書等
- 9 許可、認可、特許、登録その他の行政処分に関する文書
- 10 往復文書で重要な事項に係るもの
- 11 建議書、請願書、陳情書等
- 12 その他3年を超え5年以下の期間業務に使用する文書

4 3年保存

- 1 原簿及び台帳の登記又は登録の原因となった文書
- 2 往復文書
- 3 調査報告書類及び統計資料で軽易な事項に係るもの
- 4 建議書、請願書、陳情書等で軽易な事項に係るもの
- 5 その他1年を超え3年以下の期間業務に使用する文書

5 1年保存

- 1 往復文書で軽易な事項に係るもの
- 2 その他1年以下の期間業務に使用する文書

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の知事の所掌事務に係る公文書の管理に関する規則（附則第4項において「改正後の規則」という。）第9条第2項及び別表の規定は、この規則の施行の日（次項において「施行日」という。）以後に処理が完結する事案に係る公文書について適用する。
- 3 施行日前に処理が完結した事案に係る公文書のうち、保存期間が永年とされたものであってこの規則の施行の際現に保存中のものは、当該公文書の保存期間の起算日から起算して30年を経過する日（別に定める日があるときは、当該別に定める日）又は施行日のいずれか遅い日にその保存期間が満了するものとする。ただし、法令等の規定により保存期間が永年とされたものについては、この限りでない。
- 4 前項本文の規定により保存期間が満了したものとされる公文書であって、その保存期間

の満了の日が平成28年3月31日以前の日であるものは、主務課又は文書主管課において平成30年3月31日までに別に定める手続を経て廃棄又は北海道立文書館への引渡しをしなければならない。ただし、改正後の規則第10条の2の規定によりその保存期間を延長するときは、この限りでない。

北海道浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年12月24日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道規則第91号

北海道浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部を改正する規則

北海道浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則（昭和60年北海道規則第71号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項を次のように改める。

2 知事は、条例第4条第2項の規定により条例第2条第1項又は第3項の登録をした旨の通知をするときは、これに併せて、別記第5号様式の浄化槽保守点検業者登録証を申請者に交付するものとする。

別記第5号様式中「登録済通知書」を「浄化槽保守点検業者登録証」に改め、「年月日付けで申請のあった浄化槽保守点検業については、」を削り、「第4条第1項の規定により登録したので通知します」を「第2条第1項（第3項）の登録を受けた者であることを証します」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際現に交付されているこの規則による改正前の北海道浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則別記第5号様式の登録済通知書は、この規則による改正後の北海道浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則別記第5号様式の浄化槽保守点検業者登録証とみなす。

民生委員法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年12月24日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道規則第92号

民生委員法施行細則の一部を改正する規則

民生委員法施行細則（昭和28年北海道規則第196号）の一部を次のように改正する。
第2条を削り、第3条を第2条とし、第4条を第3条とし、第5条を第4条とする。

別記様式中「（第3条関係）」を「（第2条関係）」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年12月24日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道規則第93号

母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則

母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則（昭和42年北海道規則第37号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中「第3条」の次に「、第21条の2」を加え、同様式その1中「女子の申請用」を「女子又は男子の申請用」に、「母子福祉資金貸付申請書」を「（母子・父子・寡婦）福祉資金貸付申請書」に、

「母子福祉資金の」を「（母子・父子・寡婦）福祉資金の」に改め、同様式その1末尾欄外注4の事項中「修学資金、技能習得資金、修業資金又は生活資金」を「母子修学資金、母子技能習得資金、母子修業資金若しくは母子生活資金、父子修学資金、父子技能習得資金、父子修業資金若しくは父子生活資金又は寡婦修学資金、寡婦技能習得資金、寡婦修業資金若しくは寡婦生活資金」に改め、同注6の事項中「女子又は」を「女子、男子又は」に改め、同注7の事項を次のように改める。

7 「児童又は子」欄には、現に配偶者のない女子に扶養されている児童について母子修学資金、母子修業資金、母子就職支度資金、母子就学支度資金若しくは母子結婚資金を借り受けようとする場合、現に配偶者のない男子に扶養されている児童について父子修学資金、父子修業資金、父子就職支度資金、父子就学支度資金若しくは父子結婚資金を借り受けようとする場合又は現に寡婦等に扶養されている子について寡婦修学資金、寡婦修業資金、寡婦就職支度資金、寡婦就学支度資金若しくは寡婦結婚資金を借り受けようとする場合に記入すること。

別記第1号様式その1末尾欄外注9の事項中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改め、同注10の事項本文中「女子」を「女子若しくは男子」に改め、同事項ただし書中「女子」を「女子又は男子」に改め、同注11の事項中「女子」を「女子若しくは男子」に改め、同様式その2中「母子福祉資金貸付申請書」を「（母子・父子・寡婦）福祉資金貸付申請書」に、

「母子福祉資金の」を「（母子・父子・寡婦）福祉資金の」に改

め、同様式その2末尾欄外注4の事項中「修学資金又は修業資金」を「母子修学資金若しくは母子修業資金、父子修学資金若しくは父子修業資金又は寡婦修学資金若しくは寡婦修業資金」に改め、同注8の事項中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改め、同注9の事項本文中「女子」を「女子若しくは男子」に改め、同事項ただし書中「女子」を「女子又は男子」に改め、同注10の事項中「女子」を「女子若しくは男子」に改める。

別記第2号様式及び別記第3号様式中「第3条」の次に「、第21条の2」を加える。

別記第3号様式の2中「第9条、」の次に「第21条の2-」を加え、「就職支度資金」を「母子就職支度資金、父子就職支度資金又は寡婦就職支度資金」に改める。

別記第3号様式の3中「第3条」の次に「、第21条の2」を加える。

別記第3号様式の4中「第3条」の次に「、第21条の2」を加え、「母子・寡婦福祉資金医療介護資金」を「母子医療介護資金、父子医療介護資金又は寡婦医療介護資金」に改める。

別記第4号様式中「第3条」の次に「、第21条の2」を加える。

別記第4号様式の2中「第3条」の次に「、第21条の2」を加え、「媒酌人」を「証人」に改める。

別記第5号様式中「第3条」の次に「、第21条の3」を加え、「母子・寡婦福祉資金貸付申請書」を「(母子・父子・寡婦)福祉資金貸付申請書」に、「母子・寡婦福祉資金の」を「(母子・父子・寡婦)福祉資金の」に、「配偶者のない女子であって現に児童を扶養しているもの又は」を「配偶者のない女子若しくは男子であって現に児童を扶養しているもの又は」に、「配偶者のない女子であって現に児童を扶養しているものの」を「配偶者のない女子又は男子であって現に児童を扶養しているものの」に、「母子・寡婦福祉資金貸付金」を「(母子・父子・寡婦)福祉資金貸付金」に改める。

別記第6号様式中「第4条」の次に「、第21条の3」を加え、「母子・寡婦福祉資金貸付決定通知書」を「(母子・父子・寡婦)福祉資金貸付決定通知書」に、「母子・寡婦福祉資金は、」を「(母子・父子・寡婦)福祉資金は、」に、「貸付けする」を「貸付けをする」に、「貸付けを」を「貸付けの決定を」に、「採ります」を「とります」に、「母子(寡婦)福祉資金借用書」を「(母子・父子・寡婦)福祉資金借用書」に改める。

別記第7号様式中「第5条」の次に「、第21条の3」を加え、「母子・寡婦福祉資金借用書」

を「(母子・父子・寡婦)福祉資金借用書」に、「母子及び寡婦福祉法施行令」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令」に改める。

別記第8号様式中「第7条」の次に「、第21条の3」を加え、「母子・寡婦福祉資金継続貸付申請書」を「(母子・父子・寡婦)福祉資金継続貸付申請書」に、「貸付を」を「貸付けを」に改め、同様式末尾欄外注2の事項中「女子」を「女子又は男子」に改める。

別記第9号様式中「第9条」の次に「、第21条の3」を加え、「母子・寡婦福祉資金増額申請書」を「(母子・父子・寡婦)福祉資金増額申請書」に改める。

別記第10号様式中「第10条」の次に「、第21条の3」を加え、「母子・寡婦福祉資金増額決定通知書」を「(母子・父子・寡婦)福祉資金増額決定通知書」に、「母子・寡婦福祉資金の」を「(母子・父子・寡婦)福祉資金の」に、「貸付けする」を「貸付けをする」に改める。

別記第11号様式中「第11条」の次に「、第21条の3」を加え、「母子・寡婦福祉資金辞退(減額)申出書」を「(母子・父子・寡婦)福祉資金辞退(減額)申出書」に改める。

別記第12号様式中「第12条」の次に「、第21条の3」を加え、「母子・寡婦福祉資金繰上償還申出書」を「(母子・父子・寡婦)福祉資金繰上償還申出書」に改める。

別記第12号様式の2中「第12条の2」の次に「、第21条の3」を加え、同様式その1中「母子・寡婦福祉資金(事業開始資金、事業継続資金)据置期間延長申請書」を「(母子・父子・寡婦)福祉資金据置期間延長申請書」に、「母子・寡婦福祉資金の」を「(母子・父子・寡婦)福祉資金の」に改める。

別記第12号様式の3中「第12条の2」の次に「、第21条の3」を加え、「母子・寡婦福祉資金据置期間延長決定通知書」を「(母子・父子・寡婦)福祉資金据置期間延長決定通知書」に、

「母子^{福祉資金の}寡婦」を「(母子・父子・寡婦)福祉資金の」に改める。

別記第13号様式中「第13条」の次に「、第21条の3」を加え、「母子^{福祉資金貸付金一時償還決定通知書}」を「(母子・父子・寡婦)福祉資金貸付金一時償還決定通知書」に改める。

別記第14号様式中「第14条」の次に「、第21条の3」を加え、「母子^{福祉資金償還金支払猶予申請書}」を「(母子・父子・寡婦)福祉資金償還金支払猶予申請書」に改める。

別記第15号様式中「第14条」の次に「、第21条の3」を加え、「母子^{福祉資金償還金支払猶予承認通知書}」を「(母子・父子・寡婦)福祉資金償還金支払猶予承認通知書」に、「母子^{福祉資金償還金支払猶予は}」を「(母子・父子・寡婦)福祉資金償還金の支払猶予は」に改める。

別記第16号様式中「第15条」の次に「、第21条の3」を加え、「母子^{福祉資金違約金等減免申請書}」を「(母子・父子・寡婦)福祉資金違約金等減免申請書」に、「母子^{福祉資金違約金等の}」を「(母子・父子・寡婦)福祉資金違約金等の」に改める。

別記第17号様式中「第16条」の次に「、第21条の3」を加え、「母子^{福祉資金償還免除申請書}」を「(母子・父子・寡婦)福祉資金償還免除申請書」に改め、「償還免除を」の次に「受けたいので」を加える。

別記第18号様式中「第17条」の次に「、第21条の3」を加え、「母子^{福祉資金償還免除決定通知書}」を「(母子・父子・寡婦)福祉資金償還免除決定通知書」に、「母子^{福祉資金の}」を「(母子・父子・寡婦)福祉資金の」に改める。

別記第19号様式中「第18条」の次に「、第21条の3」を加え、「母子^{福祉資金交付中止等決定通知書}」を「(母子・父子・寡婦)福祉資金交付中止等決定通知書」に、「母子及び寡婦福祉法施行令」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令(第31条の7・第38条において準用する同令)」に、「額を次のとおり減額貸付けを停止」を「貸付金の額を減額・貸付金の交付を停止」に改める。

別記第20号様式中「第19条」の次に「、第21条の3」を加え、「母子^{福祉資金貸付停止調査書}」を「(母子・父子・寡婦)福祉資金貸付停止調査書」に、「母子^{福祉資金の}」を「(母子・父子・寡婦)福祉資金の」に、「母子及び寡婦福祉法施行令」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令(第31条の7・第38条において準用する同令)」に改め、「(同令第38条において準用する場合を含む。)」を削り、「政令」の次に「第31条の7・第38条において準用する同令」を加える。

別記第22号様式中「母子及び寡婦福祉法施行細則」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則」に改める。

別記第23号様式中「母子家庭等日常生活支援事業開始届」を「母子家庭日常生活支援事業開始届」に、「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に、「母子家庭等日常生活支援事業を」を「母子家庭日常生活支援事業を」に改める。

別記第24号様式中「母子家庭等日常生活支援事業廃止(休止)届」を「母子家庭日常生活支援事業廃止(休止)届」に、「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に、「母子家庭等日常生活支援事業を」を「母子家庭日常生活支援事業を」に改める。

別記第25号様式中「母子及び寡婦福祉法第33条第3項」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法第33条第4項」に改める。

別記第26号様式中「母子及び寡婦福祉法第33条第4項」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法第33条第5項」に改める。

別記第27号様式中「母子家庭等日常生活支援事業変更届」を「母子家庭日常生活支援事業変更届」に、「母子及び寡婦福祉法施行規則」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行規則」に、「母子家庭等日常生活支援事業を」を「母子家庭日常生活支援事業を」に改める。

別記第28号様式中「母子及び寡婦福祉法施行規則第9条第2項」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行規則第7条」に、「同規則」を「同令」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行前に交付されたこの規則による改正前の母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則（以下「改正前の規則」という。）の規定に基づく証明書等でこの規則の施行の際現にその効力を有するものは、この規則による改正後の母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則（以下「改正後の規則」という。）の規定に基づく証明書等とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に改正前の規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、改正後の規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

北海道建設部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日定める規則をここに公布する。

平成26年12月24日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道規則第94号

北海道建設部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日定める規則

北海道建設部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（平成26年北海道条例第117号）附則第1項第1号に掲げる規定の施行期日は、この規則の公布の日とする。

北海道屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年12月24日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道規則第95号

北海道屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

北海道屋外広告物条例施行規則（昭和26年北海道規則第17号）の一部を次のように改正する。

別表第5第1号の表第二種禁止地域の項中「第2号から第3号の2」を「第1号の6から第3号の2の2」に改める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。ただし、別表第5第1号の表第二種禁止地域の項の改正規定（北海道屋外広告物条例（昭和25年北海道条例第70号）第2条第1項第3号の2の2に係る部分を除く。）は、公布の日から施行する。

風致地区内建築等規制条例施行規則を廃止する等の規則をここに公布する。

平成26年12月24日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道規則第96号

風致地区内建築等規制条例施行規則を廃止する等の規則

（風致地区内建築等規制条例施行規則の廃止）

第1条 風致地区内建築等規制条例施行規則（昭和45年北海道規則第77号）は、廃止する。（景観法施行細則の一部改正）

第2条 景観法施行細則（平成20年北海道規則第72号）の一部を次のように改正する。
第4条第1項中第5号を削り、第6号を第5号とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓

令

北海道訓令第9号

本 庁
出 先 機 関

北海道文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成26年12月24日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道文書管理規程の一部を改正する訓令

北海道文書管理規程（平成10年北海道訓令第7号）の一部を次のように改正する。

目次中「第34条」を「第34条の2」に改める。

第33条第2項中「基準を考慮して」を「規定に基づいて」に改める。

第34条の見出し中「起算日」の次に「及び満了日」を加え、同条に次の1項を加える。

2 事案の処理が完結した日において業務に使用する期間を確定することが困難な文書については、保存期間の起算日に代えて、業務に使用する期間が確定することとなった事由の生じた日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して前条第1項の規定により定められた保存期間を経過する日に保存期間が満了するものとする。

第5章中第34条の次に次の1条を加える。

（保存期間の延長）

第34条の2 保存期間の満了した文書のうち、次の各号に掲げるものは、当該各号に定める期間が満了するまでの間保存期間を延長しなければならない。

- (1) 現に監査、検査等の対象になっているもの 当該監査、検査等が終了するまでの間
- (2) 現に係属している訴訟における手続上の行為をするために必要とされるもの 当該訴訟が終結するまでの間

(3) 現に係属している不服申立てにおける手続上の行為をするために必要とされるもの当該不服申立てに対する裁決又は決定の日の翌日から起算して1年間

(4) 北海道情報公開条例（平成10年北海道条例第28号）第10条第1項に規定する開示請求があったもの 当該開示請求に対する処分決定の日の翌日から起算して1年間

2 保存期間の満了した文書について、業務の遂行上必要があると認められるときは、その必要な限度において、一定の期間を定めて当該文書の保存期間を延長することができる。

3 前2項の規定により文書の保存期間を延長するときは、次に定めるところによらなければならない。

(1) 主務課保存文書（主務課において保存中の文書をいう。以下同じ。）については、主務課長の決定を経ること。

(2) 文書主管課保存文書（第44条の規定により文書主管課において保存中の紙文書をいう。以下同じ。）については、主務課長は、総合文書管理システムにより保存期間の延長の申請を行い、文書主管課長の承認を得ること。

(3) 課を置かない出先機関において保存中の文書については、当該出先機関の長の決定を経ること。

第35条中「及び施行」を「、施行」に改め、「施行済みのもの」の次に「及び随時追記され又は更新される台帳、帳簿その他の文書」を加え、同条第3号を削り、同条第4号中「第2号」を「前号」に改め、同号を同条第3号とし、同条に次の1号を加える。

(4) 台帳、帳簿その他の常時業務に使用する文書及び訴訟関係文書その他の数年にわたる事案に係る文書であって、会計年度又は暦年ごとに区分することが不適当なものは、前号の規定にかかわらず、一括すること。

第41条第3項中「であって文書館資料とする」を「のうち、公文書管理規則第14条第2項の規定により引渡しを受ける」に、「引渡指定」を「、引渡指定」に改める。

第46条中第2項を削り、第3項を第2項とし、第4項を第3項とする。

第48条中「（文書主管課において引継ぎを受けて保存中の紙文書をいう。以下同じ。）」を削る。

第50条中「（主務課において保存中の文書をいう。以下同じ。）」を削る。

第51条に次のただし書を加える。

ただし、特に必要があると認められるときは、10日を超える期間とすることができる。

第61条から第63条までを次のように改める。

第61条から第63条まで 削除

第65条を次のように改める。

第65条 削除

附 則
（施行期日）

1 この訓令は、平成27年4月1日から施行する。
（経過措置）

2 この訓令による改正後の北海道文書管理規程（以下「改正後の規程」という。）第34条第2項の規定は、この訓令の施行の日（次項において「施行日」という。）以後に処理が完結する事案に係る文書について適用する。
（永年保存文書に係る保存期間の満了日の特例）

3 施行日前に処理が完結した事案に係る文書（保存期間が永年の文書に限る。）のうち、この訓令の施行の際現に保存中のものであって、本庁にあっては総務部長が、出先機関にあっては当該出先機関の長が、当該文書の保存期間の起算日から起算して30年を経過する日にその保存期間が満了するものとするのが適当でないと認めたものは、当該文書の保存期間の起算日から起算して10年を超え、30年を超えない範囲内において総務部長又は当該出先機関の長が適当と認める期間を経過する日にその保存期間が満了するものとする。
（平成15年改正訓令の施行日前における文書館資料とすべき文書の取扱い等）

4 北海道文書管理規程の一部を改正する訓令（平成15年北海道訓令第24号。以下「平成15年改正訓令」という。）附則第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同項に規定する文書の取扱いのうち、北海道立文書館資料（次項において「文書館資料」という。）とすべき文書の選定に係るものについては、平成15年改正訓令附則第3項の規定にかかわらず、改正後の規程第41条第3項の規定の趣旨を踏まえ、別に定める。

5 平成15年改正訓令附則第4項の規定によりなお従前の例によることとされる同項に規定するシステム対象外機関における文書の取扱いのうち、保存の延長及び文書館資料とすべき文書の選定に係るものについては、同項の規定にかかわらず、改正後の規程第34条の2及び第41条第3項の規定の趣旨を踏まえ、別に定める。

告

示

北海道告示第815号

北海道生物の多様性の保全等に関する条例（平成25年北海道条例第9号）第26条第1項の規定により、次のとおり指定餌付け行為を指定し、平成27年1月20日から施行する。

平成26年12月24日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 指定の対象となる鳥獣の種類
ヒグマ
- 2 指定の対象となる区域
北海道全域
- 3 指定する餌付け行為の内容

- (1) ヒグマに餌を与える行為
- (2) ヒグマに餌を与えることを目的として餌を撒き、又は放置する行為

4 指定する期間

平成27年1月20日から当分の間

5 指定の理由

ヒグマへの餌付け行為は、人の生命又は身体に直接被害を与える危険性が高いヒグマの人への過度な接近を誘発することになり、このことは、ヒグマとの共存を困難にし、道内の生物の多様性に著しい影響を及ぼす行為と認められることから指定するものである。

北海道告示第816号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成26年12月24日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 指定施業要件変更予定保安林 美唄市（次の図に示す部分に限る。）の所在場所

- 2 保安林として指定された目的 風害の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道空知総合振興局産業振興部林務課及び美唄市役所に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第817号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定による通知があった。

平成26年12月24日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 (1) 指定施業要件変更予定保安林 石狩郡当別町（国有林。次の図に示す部分に限る。）の所在場所

寿都村（以上3町1村について次の図に示す部分に限る。）

- (2) 保安林として指定された目的 水源の涵養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

当別町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、当別町（次の図に示す部分に限る。）、蘭越町

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

- 2 (1) 指定施業要件変更予定保安林 磯谷郡蘭越町・勇払郡むかわ町（以上2町国有林。次の図に示す部分に限る。）、札幌市・蘭越町・むかわ町・石狩郡当別町（以上1市3町について次の図に示す部分に限る。）

- (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。

当別町

(イ) 次の森林については、主伐は、択伐による。

蘭越町・むかわ町（以上2町国有林）、むかわ町（次の図に示す部分に限る。）、札幌市

(ウ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(エ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(オ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

- 3 (1) 指定施業要件変更予定保安林 古平郡古平町・寿都郡寿都町・鳥牧郡鳥牧村（以上2町1村国有林。次の図に示す部分に限る。）、寿都町・鳥牧村（以上1町1村について次の図に示す部分に限る。）

- (2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (ア) 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。
寿都町（国有林）、寿都町
- (イ) その他の森林については、主伐は、択伐による。
- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課並びに札幌市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第818号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。
その関係図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び北海道十勝総合振興局帯広建設管理部に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成26年12月24日

北海道知事 高橋 はるみ

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
道道 本別士幌線	中川郡本別町押帯124番6地先から 同郡本別町押帯133番7地先まで	平成26.12.26 午後3時

北海道告示第819号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成26年12月24日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 土砂災害警戒区域の箇所番号
南久保内川（Ⅰ-32-1540）
- 2 土砂災害警戒区域の表示
有珠郡壮瞥町字南久保内（次の図のとおり）
- 3 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
（「次の図」は省略し、その図面を北海道胆振総合振興局室蘭建設管理部に備え置いて縦

覧に供する。）

北海道告示第820号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項及び第8条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成26年12月24日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
安宅川（Ⅰ-32-1040）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
有珠郡壮瞥町字仲洞爺（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 2 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
南久保内の沢川（Ⅱ-32-1520）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
有珠郡壮瞥町字南久保内（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり

（「次の図」は省略し、その図面を北海道胆振総合振興局室蘭建設管理部に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第821号

平成元年北海道告示第1949号（北海道屋外広告物条例等の規定による知事が指定する地域等の指定）の一部を次のように改正し、平成27年4月1日から施行する。

平成26年12月24日

北海道知事 高橋 はるみ

本文中「同項第3号の2の知事が指定する区域」の次に「、同項第3号の2の2の知事が指定する区域」を加える。

6の事項の次に次の1事項を加える。

6の2 条例第2条第1項第3号の2の2の知事が指定する区域

新幹線鉄道の鉄道線路（青森県との境界から新函館北斗駅までの間に限る。）から展望することができる地域であって、これから500メートル以内の区域。ただし、駅の構内、都市計画法第2章の規定により定められた用途地域及び条例第3条第1項第1号の知事が指定する区域を除く。

8の事項中

「北海道旅客鉄道株式会社津軽海峡線の第1湯の里トンネルから同第2湯の里トンネルまでの区間の鉄道線路から展望することができる地域であって、これから500メートル以内の区域」を削る。

10(2)の事項中「北海道旅客鉄道株式会社の」を削る。

北海道告示第822号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

平成26年12月24日

北海道知事 高橋 はるみ

1 随意契約に係る特定役務の名称（1ページ当たりの単価）及び調達予定数量

印刷物（選挙公報・審査公報）の製造 28,359,000ページ

2 随意契約の相手方を決定した日

平成26年11月27日

3 随意契約の相手方の氏名及び住所

(1) 氏名 株式会社道新総合印刷

(2) 住所 北広島市大曲工業団地8丁目2-1

4 随意契約に係る契約金額

1.55円

5 契約の相手方を決定した手続

随意契約

6 随意契約による理由

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第5号の規定による。

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名称 北海道選挙管理委員会事務局

(2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

道 人 事 委 員 会 規 則

北海道地方警察職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公

布する。

平成26年12月24日

北海道人事委員会委員長 中澤 義則

北海道人事委員会規則7-1285

北海道地方警察職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

北海道地方警察職員の特殊勤務手当の支給に関する規則（北海道人事委員会規則7-29）

の一部を次のように改正する。

第6条の5を第6条の6とし、第6条の4の次に次の1条を加える。

（遠隔地水上警戒業務手当）

第6条の5 条例第7条の9に規定する人事委員会規則で定めるものは、職員が従事する業務の内容、海域等を考慮して人事委員会が認める業務とする。

附 則

この規則は、平成27年1月1日から施行する。

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年12月24日

北海道人事委員会委員長 中澤 義則

北海道人事委員会規則7-1286

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

初任給調整手当に関する規則（北海道人事委員会規則7-137）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第6条関係）

職員の区分 期間の区分	第2条第1項 第1号の職を 占める職員	第2条第1項 第2号の職を 占める職員	第2条第2項 の職を占める 職員	第2条第3項 の職を占める 職員
1 年 未 満	円 412,200	円 307,000	円 50,300	円 46,200
1年以上2年未満	412,200	307,000	50,300	46,200
2年以上3年未満	412,200	307,000	50,300	46,200
3年以上4年未満	412,200	307,000	50,300	46,200
4年以上5年未満	412,200	307,000	50,300	46,200
5年以上6年未満	412,200	307,000	50,300	46,200

6年以上7年未満	412,200	307,000	48,500	46,200
7年以上8年未満	412,200	307,000	46,700	46,200
8年以上9年未満	412,200	307,000	44,900	46,200
9年以上10年未満	412,200	307,000	43,100	39,700
10年以上11年未満	412,200	307,000	41,300	33,100
11年以上12年未満	412,200	307,000	39,500	26,600
12年以上13年未満	412,200	307,000	37,700	20,100
13年以上14年未満	412,200	307,000	35,900	13,500
14年以上15年未満	412,200	307,000	34,500	7,000
15年以上16年未満	412,200	307,000	33,100	
16年以上17年未満	407,800	303,700	31,700	
17年以上18年未満	403,400	300,400	30,300	
18年以上19年未満	399,000	297,100	28,900	
19年以上20年未満	394,600	293,800	27,500	
20年以上21年未満	390,200	290,500	26,100	
21年以上22年未満	370,800	276,700	25,500	
22年以上23年未満	351,000	262,700	24,900	
23年以上24年未満	331,700	249,200	23,900	
24年以上25年未満	312,300	235,300	23,300	
25年以上26年未満	292,800	221,600	22,700	
26年以上27年未満	270,100	204,000	22,100	
27年以上28年未満	247,900	186,900	21,500	
28年以上29年未満	225,500	169,600	20,700	
29年以上30年未満	202,700	152,000	20,400	
30年以上31年未満	177,900	134,000	20,000	
31年以上32年未満	153,000	115,700	19,400	
32年以上33年未満	128,400	97,800	18,500	
33年以上34年未満	90,300	71,800	17,600	
34年以上35年未満	55,000	47,500	16,900	

備考

この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第4条各号の職員となった日以後の期間を示す。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の初任給調整手当に関する規則の規定は、平成26年4月1日から適用する。

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年12月24日

北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則

北海道人事委員会規則7-1287

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

給料の調整額に関する規則（北海道人事委員会規則7-188）の一部を次のように改正する。

別表第1北海道立の特別支援学校の項、市町村立の小学校及び中学校の項及び市町村立の特別支援学校の項調整数の欄中「1.25」を「1」に改める。

別表第2行政職給料表の項中「6,500円」を「6,600円」に、「8,400円」を「8,500円」に、「11,100円」を「11,200円」に、「12,000円」を「12,100円」に改め、同表公安職給料表の項中「8,700円」を「8,800円」に、「11,200円」を「11,300円」に、「11,500円」を「11,600円」に改め、同表海事職給料表の項中「6,900円」を「7,000円」に、「12,100円」を「12,200円」に、「12,700円」を「12,800円」に改め、同表高等学校教育職給料表の項中「8,900円」を「9,000円」に、「11,000円」を「11,100円」に改め、同表中学校及び小学校教育職給料表の項中「10,900円」を「11,000円」に、「11,200円」を「11,300円」に改め、同表研究職給料表の項中「11,600円」を「11,700円」に改め、同表医療職給料表(1)の項中「15,500円」を「15,600円」に改め、同表医療職給料表(2)の項中「9,600円」を「9,700円」に、「11,200円」を「11,300円」に改め、同表医療職給料表(3)の項中「8,000円」を「8,100円」に、「10,300円」を「10,400円」に改め、同表の備考第1項中「12,100円」を「12,200円」に改め、同表の備考第2項中「11,700円」を「11,800円」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、給料の調整額に関する規則別表第1の規定は、平成27年1月1日から施行する。

2 この規則による改正後の給料の調整額に関する規則別表第2の規定は、平成26年4月1日から適用する。

給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年12月24日

北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則

北海道人事委員会規則 7-1288

給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

給与の支給に関する規則（北海道人事委員会規則 7-280）の一部を次のように改正する。

第29条の8第1項第1号中「100分の79以上100分の135」を「100分の85以上100分の145」に、「100分の104以上100分の175」を「100分の110以上100分の185」に改め、同項第2号中「100分の72.5以上100分の79」を「100分の78以上100分の85」に、「100分の95以上100分の104」を「100分の100.5以上100分の110」に改め、同項第3号及び第4号中「100分の66」を「100分の71」に、「100分の86」を「100分の91」に改める。

第29条の8の2第1項各号中「100分の32.5」を「100分の35」に、「100分の42.5」を「100分の45」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の給与の支給に関する規則の規定は、平成26年4月1日から適用する。

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年12月24日

北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則

北海道人事委員会規則 7-1289

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

通勤手当に関する規則（北海道人事委員会規則 7-284）の一部を次のように改正する。

第8条第4項の表加算額の欄中「7,600円」を「8,000円」に、「10,100円」を「10,900円」に、「12,600円」を「13,800円」に、「15,100円」を「16,700円」に、「17,600円」を「19,600円」に、「20,100円」を「22,400円」に、「21,900円」を「24,200円」に、「23,700円」を「26,000円」に、「25,500円」を「27,800円」に、「27,300円」を「29,600円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の通勤手当に関する規則の規定は、平成26年4月1日から適用する。

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年12月24日

北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則

北海道人事委員会規則 7-1290

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（北海道人事委員会規則 7-405）の一部を次のように改正する。

別表第7アの表5級の欄中

69	68	51	50
69	69	51	51
70	69	51	51
70	69	51	51
71	70	52	51
71	70	52	51
72	70	52	52
72	71	52	52
73	71	53	52
73	71	53	52
74	72	53	53
74	73	54	53
75	74	54	53
		55	53

を 70 に改め、同表6級の欄中 52 を 52 に改める。

別表第7イの表4級の欄中

94	93	69	68
95	94	69	68
96	94	69	68
97	95	69	68
98	95	69	68
99	96	69	69
100	96	69	69
100	96	70	69

100	を	96	に改め、同表5級の欄中	70	を	69	に改める。
100		96		70		69	
100		96		70		69	
100		96		70		69	
100		96		71		69	
100		96		71		69	
100		96		71		69	
101		97					

別表第7ウの表2級の欄中

14	を	13	に、	26	を	25	に改め、同表4級の欄中
15		14		26		26	
16		14		26		26	
17		15		26		26	
17		15		27		26	
17		16		27		26	
18		16		27		27	
18		17		27		27	
18		17		28		27	
19		18		28		27	
19		18		28		27	
19		19		29		28	
20		19					

42
41

38
38
38
38
39
39
39
39
39
40
40
40
40
40
40
40
40
41
41
41

37	に、	42	を	41	に改め、同表5級の欄中
38		42		41	
38		42		42	
38		42		42	
38		42		42	
38		42		42	
38		43		42	
39		43		42	
39		43		42	
39		43		43	
39		43		43	
39		44		43	
40		44		43	
40		44		44	
40		44		44	
40		45		44	
40		45		44	
40		46		44	
40		46		44	
40		47		45	

改める。
別表第7エの表2級の欄中

62	61	66	65	59
62	62	66	65	59
62	62	66	65	59
62	62	66	66	59
63	62	66	66	60
63	62	66	66	60

63	を	63	に、	66	を	66	に改め、同表3級の欄中	60	を
63		63		67		66		60	
64		63		67		66		61	
64		63		67		67		61	
64		63		67		67		61	
64		64		67		67		62	
65		64		67		67		62	
65		64		67		67		62	
65		64		67		67		63	
65		64		68		67			

47	を	46	に改め、同表特2級の欄中	94	を	93	に改め、同表3
48		46		95		94	
49		47		96		94	
49		47		97		95	
50		48					
50		48					
51		49					
51		50					
52		51					

級の欄中「90」を「89」に改める。

別表第7カの表2級の欄中

58	に改める。
59	
59	
59	
59	
59	
60	
60	
60	
60	
60	
60	
61	
61	
61	
61	

別表第7オの表2級の欄中

46	45
----	----

47	を	46	に改め、同表4級の欄中	47	を	46	に改め、同表5級
47		46		47		46	
48		47		48		47	
48		47		48		47	
49		47		49		47	
49		48		49		48	
49		48		50		48	
50		49		50		49	
50		49		50		49	
51		50		51		50	
51		50		51		50	
51		51		51		51	
52		51		52		51	

27	26
----	----

の欄中	27	を	26	に改める。	の欄中	を	90	に改め、同表3級の欄中	の欄中	を	86	に改め、同表6級の欄中	の欄中	を	85
	28		27				90				86				86
	28		27				90				86				86
	29		27				90				87				86
	29		28				91				87				86
	29		28				91				87				86
	30		28				92				88				87
	30		29				92				88				87
	30		29				93				88				87
	31		29				93				89				88
	31		30				94				89				88
	31		30				94				90				88
	32		30				95				90				89
	32		31				95				91				89
	33		31								92				90
	33		32								92				91
	33		32								93				91
	34		32								94				92
	34		33								94				93
	34		33								95				94
35	33		95	94											
35	34														
35	34														
36	34														
36	35														
36	35														
37	35														

別表第7ケの表2級の欄中

43 42

の欄中	43	を	43	に改める。	<p>(経過措置)</p> <p>2 平成26年4月1日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給又は復職時等における号俸の調整以外の事由によりその受ける号俸に異動のあった職員のうち、改正後の規則の規定による号俸がこの規則による改正前の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（以下「改正前の規則」という。）の規定による号俸に達しない職員の当該適用又は異動の日における号俸については、改正後の規則の規定にかかわらず、改正前の規則の規定による号俸とするものとする。</p> <p>3 この規則の施行の日から平成27年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給又は復職時等における号俸の調整以外の事由によりその受ける号俸に異動のあった職員（個別に人事委員会の承認を得て号俸を決定することとされている職員を除く。）のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の当該適用又は異動の日における号俸については、なお従前の例によることができる。</p>
	43				
	43				
	44				
	44				
	44				
	44				
	45				
	45				
	45				
	46				
	46				
道 労 働 委 員 会 告 示					
<p>北海道労働委員会告示第2号</p> <p>労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第4条及び労働委員会規則（昭和24年中央労働委員会規則第1号）第68条の規定により、北海道労働委員会あっせん員候補者を次のとおり公示する。</p> <p style="text-align: right;">平成26年12月24日</p> <p style="text-align: right;">北海道労働委員会会長 成 田 教 子</p>					
<p>附 則</p> <p>(施行期日等)</p> <p>1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、平成26年4月1日から適用する。</p>					

氏 名	現 職	経 歴	委 嘱 年 月 日
なり た のり こ 成 田 教 子	北海道労働委員会第41期会長 弁 護 士	札幌弁護士会副会長 北海道労働委員会第36～39期公益委員、第40期会長代理	平成26.12. 1
あさみず ただし 浅 水 正	北海道労働委員会第41期会長代理 弁 護 士	札幌弁護士会副会長 北海道労働委員会第37～40期公益委員	同
か とうともゆき 加 藤 智 章	北海道労働委員会第41期公益委員 北海道大学大学院法学研究科教授	新潟大学法学部教授 北海道労働委員会第38～40期公益委員	同
やましたりゅういち 山 下 竜 一	北海道労働委員会第41期公益委員 北海道大学大学院法学研究科教授	大阪府立大学経済学部助教授 北海道労働委員会第40期公益委員	同
やましたふみ お 山 下 史 生	北海道労働委員会第41期公益委員 弁 護 士	札幌弁護士会照会申出審査委員会委員長	同

あさくら やすし 朝倉 靖	北海道労働委員会第41期公益委員 弁護士	札幌弁護士会副会長 北海道労働委員会第40期公益委員	同
くにたけひで お 國武 英生	北海道労働委員会第41期公益委員 小樽商科大学商学部企業法学科准教授	北九州市立大学法学部准教授 北海道労働委員会第40期公益委員	同
さとうやすみつ 佐藤 泰光	北海道労働委員会第41期労働者委員 全日本運輸産業労働組合連合会北海道地方連合会特別執行委員	日本労働組合総連合会北海道連合会副会長 北海道労働委員会第38～40期労働者委員	同
ばば おさむ 馬場 修	北海道労働委員会第41期労働者委員 元 自治労全北海道庁労働組合研究員	自治労全北海道庁労働組合政策情報室事務局長	同
おぐろしゅうじ 小黒 修司	北海道労働委員会第41期労働者委員 日本労働組合総連合会北海道連合会上川地域協議会特別執行委員	日本労働組合総連合会北海道連合会上川地域協議会会長 北海道労働委員会第38～40期労働者委員	同
さかい まさし 坂井 正	北海道労働委員会第41期労働者委員 札幌トヨタ自動車労働組合顧問	全トヨタ販売労働組合本部副事務局長	同
まつだともこ 松田 朋子	北海道労働委員会第41期労働者委員 元 日本労働組合総連合会北海道連合会女性委員会委員長	北海道労働審議会委員	同
かとうひでとし 加藤 英俊	北海道労働委員会第41期労働者委員 日本郵政グループ労働組合北海道地方本部特別顧問	全通北海道地方本部専従執行委員 北海道労働委員会第40期労働者委員	同
さとうしょういち 佐藤 昌一	北海道労働委員会第41期労働者委員 U Aゼンセン北海道支部支部長	U Aゼンセン兵庫県支部支部長	同
じん しゅうじ 神 秀治	北海道労働委員会第41期使用者委員 北海道経済連合会常務理事	北海道経営者協会常務理事 北海道労働委員会第40期使用者委員	同
つだもりかず 津田 守一	北海道労働委員会第41期使用者委員 日本通運株式会社参与	北旺運輸株式会社代表取締役社長 北海道労働委員会第37～40期使用者委員	同
のぎきたかお 野崎 隆夫	北海道労働委員会第41期使用者委員 函館経営者協会参与	函館商工会議所理事・事務局長 北海道労働委員会第37～40期使用者委員	同
つちやよしつぐ 土屋 善嗣	北海道労働委員会第41期使用者委員 つちや人事労政事務所所長	財団法人産業雇用安定センター人材育成支援コーディネーター 北海道労働委員会第39～40期使用者委員	同
かとうたかまさ 加藤 高正	北海道労働委員会第41期使用者委員 有限会社カトウヒューマンサポートオフィス代表取締役	加藤経営労務事務所代表 北海道労働委員会第37～40期使用者委員	同
おぬまてるあき 小沼 輝明	北海道労働委員会第41期使用者委員 北電興業株式会社取締役管理部長兼安全推進室長	北海道電力株式会社人事労務部部长 北海道労働委員会第38～40期使用者委員	同

あさくら ゆきこ 朝倉 由紀子	北海道労働委員会第41期使用者委員 S O C株式会社取締役副社長	S O C株式会社人事管理本部ニュービジネス本部取締役	同
よしだ かずあき 吉田 一昭	北海道労働委員会事務局長	教育庁教育次長兼教育職員監	平成26. 4. 11
よしだ きみのぶ 吉田 公伸	北海道労働委員会事務局総務審査課長	北海道環境生活部くらし安全局消費者安全課消費問題対策担当課長	同
まつ おたくじ 松尾 拓司	北海道労働委員会事務局調整課長	北海道オホーツク総合振興局地域政策部長	平成25. 4. 12

道 警 察 本 部 告 示

北海道警察本部告示第521号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。
平成26年12月24日

北海道警察本部長 室 城 信 之

- 1 随意契約に係る物品等の名称（1個当たりの単価）及び調達予定数量

(1) 優良用ICカード（金）	V L - L S 406	400枚×1カートリッジ	324個
(2) 一般用ICカード（青）	V L - L S 405	400枚×1カートリッジ	380個
(3) 新規用ICカード（緑）	V L - L S 404	400枚×1カートリッジ	50個
(4) 運転経歴証明書用カード	V L - L S 542	400枚×1カートリッジ	8個
(5) インクリボン（イエロー）	V L - L S 456	3,000枚×1カートリッジ	95個
(6) インクリボン（マゼンダ）	V L - L S 457	3,000枚×1カートリッジ	95個
(7) インクリボン（シアン）	V L - L S 458	3,000枚×1カートリッジ	95個
(8) インクリボン（黒）	V L - L S 469	3,000枚×1カートリッジ	95個
(9) UVクリボン（保護膜）	V L - L S 460	3,000枚×1カートリッジ	95個
(10) オーバーコートリボン	V L - L S 526	3,000枚×1カートリッジ	95個
- 2 随意契約の相手方を決定した日
平成26年11月19日
- 3 随意契約の相手方の氏名及び住所
 - (1) 氏 名 株式会社東芝
 - (2) 住 所 東京都港区芝浦1丁目1番1号
- 4 随意契約に係る契約金額
 - (1) 1の(1)から(3)まで

- (2) 1の(4)
190,719.2円
- (3) 1の(5)から(7)まで
12,900円
- (4) 1の(8)
6,000円
- (5) 1の(9)
12,000円
- (6) 1の(10)
9,300円
- 5 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 6 随意契約によった理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第2号の規定による。
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
 - (1) 名 称 北海道警察本部総務部会計課
 - (2) 所在地 札幌市中央区北2条西7丁目

北海道警察本部告示第522号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。
平成26年12月24日

北海道警察本部長 室 城 信 之

- 1 落札に係る物品等の名称（1月当たりの単価）及び数量
視聴覚設備 一式
- 2 落札を決定した日
平成26年11月28日
- 3 落札者の氏名及び住所
 - (1) 氏名 株式会社札幌北洋リース
 - (2) 住所 札幌市中央区大通西3丁目11番地
- 4 落札金額
1,771,740円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
平成26年10月17日付け北海道警察本部告示第437号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
 - (1) 名称 北海道警察本部総務部会計課
 - (2) 所在地 札幌市中央区北2条西7丁目

北海道警察本部告示第523号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成26年12月24日

北海道警察本部長 室 城 信 之

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
アグスタ式A W139型機体（だいせつ1号）1年定期点検
- 2 落札を決定した日
平成26年12月9日
- 3 落札者の氏名及び住所
 - (1) 氏名 中日本航空株式会社
 - (2) 住所 愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字殿釜2番地
- 4 落札金額
29,160,000円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
平成26年10月21日付け北海道警察本部告示第444号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名称 北海道警察本部総務部施設課
- (2) 所在地 札幌市中央区北2条西7丁目